

京都市水道事業条例及び京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第87号）（上下水道局技術監理室地域事業課及び水道部給水課）

水道水の給水を申請する者（以下「給水申請者」という。）が、給水装置工事（給水装置の設置又は変更をいう。以下同じ。）を行おうとする際に、住居の前の道路が私道であるなどの事情により、他人の土地を使用しなければ給水装置工事を行うことが困難な場合があります。

給水装置工事は、本来、給水申請者と土地所有者等との合意の下に進められるべきものですが、土地所有者等が正当な理由なく土地の使用を承諾しないこと等により、円滑な給水に支障が生じることがあります。

こうした課題を解消するために、給水申請者から土地所有者等に対し、給水装置工事のために合理的に必要と認められる限度において土地の使用の申込みが行われたときには、土地所有者等は、正当な理由がない限り、その申込みを承諾することを拒んではならないことを定めることとしました。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市水道事業条例及び京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第87号

京都市水道事業条例及び京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する
条例

(京都市水道事業条例の一部改正)

第1条 京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(他人の土地の使用の申込みに応じる義務)

第5条の2 前条第1項本文の規定により給水装置工事の承認を受けなければならない者が、他人の土地を使用しなければ当該工事を行うことが困難である場合において、その土地の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地を使用する者があるときは、当該者及び所有者。以下この条において同じ。）に対して、当該工事のために合理的に必要と認められる限度においてその土地の使用の申込みをしたときは、その土地の所有者は、当該使用を認めた場合に生じるその土地への影響その他の事情に照らして正当な理由がない限り、当該申込みを承諾することを拒んではならない。

(京都市地域水道の管理に関する条例の一部改正)

第2条 京都市地域水道の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(他人の土地の使用の申込みに応じる義務)

第7条の2 前条第1項本文の規定により給水装置工事の承認を受けなければならない者が、他人の土地を使用しなければ当該工事を行うことが困難である場合において、その土地の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地を使用する者があるときは、当該者及び所有者。以下この条において同じ。）に対して、当該工事のために合理的に必要と認められる限度においてその土地の使用の申込みをしたときは、その土地の所有者は、当該使用を認めた場合に生じるその土地への影響その他の事情に照らして正当な理由がない限り、当該申込みを承諾することを拒んではならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(上下水道局技術監理室地域事業課及び水道部給水課)